

札幌市補助制度

# スタートアップ向け 補助金のご案内

札幌発のスタートアップとして起業される方、  
札幌市内への立地をお考えの  
スタートアップに対する補助制度です。

本補助金におけるスタートアップとは、「先端技術や革新的なアイデアをもとに短期間での成長を志向し、経済や社会に新たな価値を生み出すサービスやビジネスを展開する企業、またはその展開を目指す個人」を指します。

## 対象事業者

区分	申請者	認定要件(共通)	その他要件
A	<個人> 札幌発のスタートアップとして <b>起業</b> する者	①先端技術の活用、イノベーションの誘発など、今後成長が見込まれる事業計画を有し、3年以上市内で事業を継続 ②札幌市内に事業所を設置(インキュベーション施設等への入居を含む)	札幌市内での法人本店登記 ※登記前に申請が必要
B	<法人> <b>設立7年以内</b> 札幌市外に本社を置くスタートアップで、札幌市内に <b>本社移転</b> する法人		
C	<法人> <b>設立7年以内かつ1年以上操業</b> 札幌市外に本社を置くスタートアップで、札幌市内に <b>初めての拠点(支社)</b> を設置する法人		※事業所の賃貸借契約前、取得前に申請が必要

## 補助額 (最大 250 万円)

補助の種類	補助要件	限度額	助成内容
起業/立地準備費	「代表を含む取締役」と「正社員」のうち、以下のいずれの要件も満たす方 ① 補助金の対象となる事業に専ら従事 ② 札幌圏に居住し、住民登録	150万円	補助要件を満たす方の人数(ただし「代表を含む取締役」は1名分に限り)に応じて、 ● 区分 A : 1人あたり50万円 ● 区分 B・C : 1人あたり30万円
指定施設開設費	指定施設(札幌市産業振興センターなど)に事業所を設置	100万円	● 工事費、事務機器購入費、採用費の1/2

※ 詳細は下記までお問合せください(制度の詳細や申請方法についてご案内いたします)

札幌市 経済観光局 産業振興部 I T・イノベーション課  
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目  
TEL 011-211-2362 / FAX 011-218-5130

札幌市 東京事務所  
〒100-0006 東京都千代田区有楽町2丁目10-1 東京交通会館3階  
TEL 03-3216-5090 / FAX 03-3216-5199

<共通>  
Email [business@city.sapporo.jp](mailto:business@city.sapporo.jp)

<SAPPORO企業進出総合ナビ>  
URL <https://www2.city.sapporo.jp/invest/>

